

「電気通信事業者におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会」
ワーキンググループ第4回議事要旨

1. 日 時：平成 27 年6月1日(月)14:00～16:00
2. 場 所：総務省 1 階共用会議室 3
3. 出席者：
 - (1) 構成員
 穴戸主査、森主査代理、衛藤構成員、木村構成員、小山構成員、齋藤構成員、村主構成員
 - (2) 総務省
 吉田消費者行政課長、赤阪情報セキュリティ対策室長、藤波消費者行政課企画官、中村情報セキュリティ対策室調査官、戸取消費者行政課課長補佐、堀川情報セキュリティ対策室課長補佐
4. 議事要旨：
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ① 資料説明
 検討に先立ち、第一次とりまとめ公表以降の動きとして、木村構成員より資料1に基づき「電気通信事業者における大量通信等への対処と通信の秘密に関するガイドライン」の改定について、小山構成員より資料2に基づき第一次とりまとめの内容の ISP における実装、最近のサイバーセキュリティ上の課題(マルウェア感染端末とC&Cサーバとの通信の遮断、脆弱性を有するブロードバンドルータの注意喚起、不正ログインによるインターネットの不正利用防止、不正なドメインを利用した DDoS 攻撃対策)とその対処案について説明が行われた。その後、事務局より資料3に基づき当該課題への対処案に対する検討について説明が行われた。
 - ② 質疑応答
 事業者構成員及び事務局説明を踏まえ、質疑応答が行われた。主なやり取りは以下のとおり。
 - ・ ランダムサブドメイン攻撃について、権威 DNS サーバに対する攻撃と、ISP の DNS サーバに対する攻撃という側面があり、どちらに対処するかで対策による受益者も変わってくるが、整理の際には、まずは実際何が起きていて、誰が本当に困っているのかというのをしっかり押さえた上で議論した方が良いと思う。
 - ・ 脆弱性のある機器の調査について、事業者団体等が ISP の委託を受けて実施するとされているが、委託は必要か。
 ⇒不正アクセス禁止法や通信の秘密との関係では必ずしも委託は必要ないと思われる。ただ、実際は個別の ISP から使用されている IP アドレスのリストを提示してもらい、それを調査するというスキームが考えられるのではないか。

- ・ 地方の ISP では第一次取りまとめの内容も含めて、通信の秘密についての理解が十分に浸透しているわけではないので、今回の取りまとめでも通信の秘密に関する解説が必要だと思う。
- ・ 認証サーバへの不正な認証要求に対する注意喚起等について、都道府県が違うというだけでは色々問題があるように思えるが、不正利用の蓋然性が高いというのはどのくらいの水準で見えていくのか。
⇒ 閾値が明確にあるわけではないが、地域の散らばりや短時間で認証をやり直すとかの組み合わせで不正利用の蓋然性が高いと判断できると考えている。

(3) 閉会

次回6月30日開催のWGにおいて第二次取りまとめ案について議論する旨、事務局から説明が行われた。

以上